昭和九年（月報番號第一二一七號）

No. 148

小作爭議調査表

（昭和十年八月分）

項目	内容
場所	京都郡行橋町大字行事
關係人員	地主 平林ソヨ 小作人 福満三千年外三名
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	日農豊前聯合会行事東町支部
關係地種類面積	田、二町三反六畝
發生	昭和九年十一月十七日
終熄	昭和十年八月二十六日
原因	小作人は本年度凶作を理由に小作料減額要求の準備として地主に対し立毛検見方を通知したるに地主は稲作状況は實に定見し居るを以て検見の要なしと拒絶したるに小作人は小作料五割減要求の通知を手交したるも拒絶されたるに因る。
要求事項	九年度小作料五割減要求

經過

小作人側は日農豊前聯合会長

地主小作人双方共に自説を固持して譲らず村有志が仲裁に立ちたるも解決の望みなき為一旦手を引き係争中の処附近小作田の小作料は既に納入を完了するに至りたるを以て此の際に納得解決せんと小作人側は改めて日農豊前聯合会長宮城庄兵衛と再三交渉を重ねたる結果福満三千年を除く三名分四割減にて解決す

地主に於ては福満に対し納米の意なきを以て行橋区裁判所に土地引上の訴訟を提起す

小作人に於ては調停に依るを有利なりとして之が申請を為す

十年八月廿六日行橋小学校講堂にて調停委員会開催 小作人は聯合会の応援を得て五割減を主張し地主は附近が三割五分乃至四割にて解決して居る関係上其の標準にて判事一任の意志ありたるも小作人の不誠意に対し土地取上を決行すと強硬態度に出でたるも調停者の斡旋により右記條件にて解決す

結果

地主は昨年度凶作に対する小作料平均一割二分減額を認めたり

小作人は九月五日迄に未納米納入のこと

備考

財團法人協調會福岡出張所